

## マイオフィスを使用した「限度額適用認定証」の申請手続きについて

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

急な入院や高額な医療費の発生などで、「**限度額適用認定証**」が必要になるケースにおいて、発行までの時間を短縮すること、ならびにみなさまの工数削減につなげるため、マイオフィスが使用できる方につきましては、マイオフィスの「申請一覧-福利厚生-健康保険-証明書発行申請（健康保険組合）」からも、申請を受付けることいたしましたので、是非ご利用ください。（2021年8月より開始）

※「健康保険特定疾病療養受療証交付証」・「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」につきましては、従来通り、申請用紙での手続きとなります。

注意) 「人事・給与諸届」ではなく「健康保険」の「証明書発行申請」からご申請ください

### <申請方法>

マイオフィス—申請一覧—福利厚生—**健康保険**—証明書発行申請（健康保険組合）

マイオフィスの画面で下記の入力ができたら回送ください。

証明書種類	「 <b>その他</b> 」を選択
その他の証明書	「 <b>限度額適用認定証</b> 」と入力
指定用紙添付	「 <b>無</b> 」にチェック
証明対象者	医療機関に受診される方をチェック
使用目的	「 <b>医療機関へ提出</b> 」と入力
提出先	「 <b>医療機関</b> 」と入力
必要部数	「 <b>1</b> 」と入力（1人1部の発行となります）
発行希望日	入力不要（手元に届く目安は申請から1週間程度）

### <限度額適用認定証の使用開始月について>

「回送」した月の1日より使用可能な認定証を発行いたします。

（例…6月16日に回送した場合、6月1日が使用開始月となります）

### <受取について>

・富士通(株)および社会保険関連書類の提出先窓口が「人事・総務サービスセンター」にならされている事業所にお勤めの方	原則、人事・総務サービスセンターからマイオフィスへ登録されている申請従業員ご自身の現住所へ送付します。 やむを得ず上記の現住所以外へ送付希望の場合は、下記FAQをご参照のうえ、手続き願います。 <a href="https://faq-search.chordship.global.fujitsu.com/hrfujitsu01/faq/show/2588?site_domain=default">https://faq-search.chordship.global.fujitsu.com/hrfujitsu01/faq/show/2588?site_domain=default</a>
上記以外のグループ会社の方	各社人事勤労担当部門から送付します。お届け先は各社人事勤労担当部門へお問い合わせください。

以上